

■平成11年4月1日～平成12年3月31日までの間に退職した方

※年金の支払いは後払いです。支払月の前月分までを年金額により次のように支払います。

[年金額9万円以上：偶数月、6万円以上9万円未満：2月・6月・10月、3万円以上6万円未満：6月・12月、3万円未満：6月]

支給開始年齢	支給開始時期	保証期間		
		第1標準年金	第2標準年金	第3標準年金
満60歳	満60歳に達した翌月分から支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始から15年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします） ・保証期間終了後はご存命の限りご本人にお支払いします（終身年金） 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給開始から15年間（保証期間）（保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします） ・保証期間満了で支給が終了します。 	